

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ア(ア)及び(イ)中「6歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

別記様式第1の2から別記様式第1の4までの規定中「第44条各号」を「第44条第1項各号」に改める。

別記様式第1の5から別記様式第1の11までの規定中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条の2第1項の表(6)又は(7)の規定により交付されている別記様式第1の2から別記様式第1の11までの標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(6)又は(7)の規定により交付された標章とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則別記様式第1の2から別記様式第1の11までの標章で、現に残存するものは、なお使用することができる。